

東久留米市北部地域における基幹公園整備に関する官民連携手法導
入検討調査等業務委託プロポーザル実施要領

令和8年7月
東久留米市環境安全部環境政策課

～目 次～

1	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
2	業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
3	契約期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
4	提案限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
5	発注者・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
6	選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
7	契約時の仕様書の確定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
8	企画提案プレゼンテーション説明会の開催・・・・・・・・・・	P. 1
9	参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
10	プロポーザルへの参加申し込み・・・・・・・・・・	P. 2
11	参加資格審査結果の通知等・・・・・・・・・・	P. 2
12	質問書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
13	参加の辞退・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
14	企画提案書の提出（一次審査）・・・・・・・・・・	P. 2
15	一次審査（書類審査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
16	一次審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
17	二次審査（プレゼンテーション審査）・・・・・・・・・・	P. 3
18	優先交渉権者の選定及び結果の通知・・・・・・・・・・	P. 4
19	契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4

2 0 選定基準 P. 5

2 1 提案者の無効又は失格 P. 5

2 2 その他 P. 5

2 3 スケジュール P. 5

2 4 問い合わせ先 P. 5

1. 基本的な考え方

本業務は、東久留米市（以下「市」という。）が令和8年2月に策定した「北部地域における基幹公園の整備構想策定に向けた整理」に基づき、市北部地域における基幹公園の整備に伴う官民連携及び地域・行政課題の解決に向けた具体的な方策を導き出すことを目的とするものである。

本件は、他団体での検討支援実績が必要となり、また、地域との関わりを踏まえた検討を行っていくため、そのノウハウを必要とすることから、価格のみの競争によらず、課題の把握とその解決に向けた企画内容を重視して総合的に事業者を選定する。

2. 業務の概要

別紙「東久留米市北部地域における基幹公園整備に関する官民連携手法導入検討調査等業務委託仕様書」のとおり

3. 契約期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4. 提案限度額

合計額 9,350,000円（消費税及び地方消費税込みの額。）

5. 発注者

東久留米市

6. 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

7. 契約時の仕様書の確定

優先交渉権者は、企画・提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、詳細な仕様書を調製のうえ、契約を締結する。

8. 企画提案プレゼンテーション説明会の開催

本企画提案プレゼンテーションに関しての説明会は行わない。

9. 参加資格

企画提案プレゼンテーション審査会に参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 電子調達サービスにおいて東久留米市の競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有していること。ただし、委託業務等において、競争入札参加資格を有する者が極端に少ない場合若しくはいない場合又は参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合は、次に掲げる書類等の提出を求め、契約締結時までに競争入札参加資格を取得できる見込みがある場合に限り、プロポーザルに参加させることができる。
 - ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 財務諸表
 - エ 法人事業税の納税証明書
 - オ 納税証明書（法人税並びに消費税及び地方消費税）
- (3) 参加申込の旨の書類の提出期限から受託候補者の特定までの間において、東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年度東久留米市訓令乙第2号）による入札参加除外措置及び東久留米市競争入札参加資格停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 過去5年間に官公署等発注の官民連携型公園計画策定調査委託、都市計画図書策定委託、その他類する業務の受注実績を有していること。

10. プロポーザルへの参加申し込み

- (1) 提出書類
- ① 参加表明書兼誓約書（様式第1号） 1部
 - ② 事業者概要（様式第2号） 1部
 - ③ 会社概要（パンフレット可） 1部
 - ④ 実績調書（様式第3号） 2部（うち1部は事業者名が記載されていないもの）
 - ⑤ 主任技術者選任届（様式第4号） 2部（うち1部は事業者名が記載されていないもの）
- (2) 提出期限 令和8年8月4日（火）17：00（閉庁日及び閉庁時間除く）
持参は17：00必着有効
郵送は同日着有効
- (3) 提出先 東久留米市役所環境安全部環境政策課緑と公園係
メールアドレス kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp
- (4) 提出方法 持参・郵送・電子メールのいずれかの方法により提出すること。

11. 参加資格審査結果の通知等

「東久留米市北部地域における基幹公園整備に関する官民連携手法導入検討調査等業務委託プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が、参加資格及び要件を満たしているか審査し、参加表明書兼誓約書を提出したすべての事業者に対し、令和8年8月12日（水）までに参加資格審査結果通知書（様式第5号）を書面及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に疑義がある場合は、通知の日から7日以内（閉庁日を除く）に書面によりその理由について本市へ説明を求めることができる。

12. 質問書の提出

- (1) 提出書類 質問票（様式第6号）
- (2) 提出期限 令和8年8月4日（火）から令和8年8月12日（水）17：00まで
- (3) 提出先 東久留米市役所環境安全部環境政策課緑と公園係
- (4) 提出方法 電子メール
電子メールタイトルを「【事業者名】プロポーザルに関する質問」とすること。電子メール送信後は確認のため緑と公園係宛に電話連絡（電話番号：042-470-7753）すること。
- (5) 回答 質問があった場合には、順次全参加事業者へ回答するとともに令和8年8月18日（火）までに市ホームページにて公開する。
なお、審査事項に該当する質問、他の事業者又はその提案内容に関する質問及び審査等に支障をきたすおそれのある内容を含む質問には回答しない。

13. 参加の辞退

参加表明書兼誓約書を提出した後に本プロポーザルから辞退する場合は令和8年8月26日（水）17：00までに辞退届（様式第7号）を東久留米市役所環境安全部環境政策課緑と公園係へ持参・郵送・電子メールのいずれかの方法により提出すること。郵送は同日着有効とする。

14. 企画提案書の提出（一次審査）

- (1) 提出資格 参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者
- (2) 提出書類
- ① 企画提案書一式 7部（うち6部は事業者名が記入されていないもの）、A4版縦置横書両面使用20頁程度まで（頁番号記載）様式自由）。タイトルを「東久

留米市北部地域における基幹公園整備に関する官民連携手法導入検討調査等業務委託企画提案書」とする。当該提案書の記載する項目は、東久留米市北部地域における基幹公園整備に関する官民連携手法導入検討調査等業務委託プロポーザル選定基準書（以下、「選定基準書」という。）の一次審査書類審査項目のうち、「①現状把握について」、「②法令整理及び解決策の提案について」、「③公園整備、地域・行政課題について」、「④民との連携について」、「⑤関係機関協議支援・補助金申請支援について」、「⑥意見の集約について」、「⑧業務体制」、「⑨実績」、「⑩その他」についてタイトルをつけて記載すること。また、提出する企画案は各社1案とする。

- ② 見積書（A4版縦置横書両面使用 税込 様式自由）。また、次に掲げる項目を記載すること。
 - I. 税込みの合計金額
 - II. 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費の内訳が分かる明細を添付すること。
 - ③ 担当者予定一覧（A4版縦置横書両面使用 様式自由）
 - I. 必須記載事項：氏名、職種、資格、学歴、職歴、業務経歴（主となる担当技術者に印を付ける。）
 - II. 業務経歴について
当該部門に従事した期間、過去に担当した及び現在担当している主要業務の件名
 - III. 内容、契約金額、受託年度・期間、発注者を記載すること。
 - ④ 主となる担当技術者及び予定担当者の資格証及びその会社に所属していることがわかるものの写し
- (3) 提出期限 令和8年8月26日（水）17：00（閉庁日及び閉庁時間除く）
持参は17：00必着有効
郵送は同日着有効
- (4) 提出先 東久留米市役所環境安全部環境政策課緑と公園係
- (5) 提出方法 持参・郵送・電子メールのいずれかの方法により提出すること。
- (6) 留意事項
- ① 「北部地域における基幹公園の整備構想策定に向けた整理」を踏まえた内容とすること。
 - ② 企画提案書においては事業者名等の本企画提案プレゼンテーション参加者名を連想させるものは一切記入しないこと。

15. 一次審査（書類審査）

審査委員会において、提出された企画提案書等について、選定基準書に基づき書類審査を行う。各委員の採点結果を合計した点数（以下、「合計得点」という。）を一次審査の得点とする。一次審査に参加した事業者が4者以上となった場合には、一次審査の合計得点が高い上位3者を一次審査通過者とする。ただし、上位者の中で、合計得点と同じである者があった場合には、審査委員会において採決により決するものとし、また、一次審査の合計得点が配点合計（60点×委員数）の60％に満たない場合は一次審査を通過できないものとする。

16. 一次審査結果の通知

審査結果については、令和8年9月11日（金）までに一次審査結果通知書（様式第8号）を書面及び電子メールで通知し、一次審査通過者には、併せて二次審査の詳細等を通知する。なお、審査結果に疑義がある場合は、通知の日から7日以内（閉庁日及び閉庁時間を除く）に書面によりその理由について本市へ説明を求めることができる。

17. 二次審査（プレゼンテーション審査）

- (1) 期 日 令和8年9月29日（火）予定
- (2) 集合場所 東久留米市役所 5階 東久留米市役所環境安全部環境政策課

- (3) 出席者 各事業者3名以内
- (4) 審査時間
審査時間はプレゼンテーション30分以内、質疑応答15分程度、審査前後に10分準備、片付けの時間を別途設ける。
- (5) 企画提案プレゼンテーション内容
 - ① 説明者（主となる担当技術者）の自己紹介
 - ② 企画提案書の説明
 - ③ その他
- (6) 注意事項
 - ① 二次審査は、原則、参加表明書の提出順に行うこととする。
 - ② 説明は、本業務を受託した際に実際に担当する技術者が行うこと。
 - ③ 事業者名を想起させるような言動は一切しないこと。
 - ④ 説明は、提出された企画提案書に沿って行うこととし、追加資料等の当日配布は認められない。
 - ⑤ パソコンやプロジェクター等の機材を使用する場合は、事業者が用意すること。
 - ⑥ 事業者による会場内での録音録画は禁止とする。
 - ⑦ 進行は、市職員が行い、事業者はその指示に従い説明等を行うこととする。
 - ⑧ 上記のほか、審査を阻害する行為は禁止とする。

18. 優先交渉権者の選定及び結果の通知

- (1) 選定
審査委員会において、選定基準書に基づき審査を行い、一次審査及び二次審査の合計得点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、次点を第二順位者とする。ただし、合計得点が配点合計（（一次審査60点×委員数）＋（二次審査50点×委員数））の60%以上であることを条件とする。
なお、審査の結果、同順位となった場合は、審査委員会において採決により決する。
企画提案書等を提出した事業者が1者のみの場合でも、当該事業者の一次審査及び二次審査を実施する。ただし、一次審査及び二次審査の合計得点が配点合計（（一次審査60点×委員数）＋（二次審査50点×委員数））の60%以上であることを条件とする。
- (2) 二次審査結果の通知
審査結果については、令和8年10月6日（火）までに二次審査結果通知書（様式第9号）を書面及び電子メールで通知する。
なお、審査結果に疑義がある者は、通知の日から7日以内（閉庁日及び閉庁時間を除く）に書面によりその理由について本市へ説明を求めることができる。
優先交渉権者決定後は、本プロポーザルの審査結果及び優先交渉権者の名称、代表者名、住所などを、本市ホームページで公表する。

19. 契約締結

- (1) 優先交渉権者は、企画・提案内容の仕様書への反映及び契約内容について、速やかに本市と協議を行い、本市との契約手続きを経て受注者となる。
- (2) 優先交渉権者の決定から契約締結までの間に、次に掲げる事態が生じた場合は、本市と第二位順位者との間で契約締結に向けた協議を行う。
 - ① 選定後、本市と優先交渉権者との協議が合意に達しない場合
 - ② 優先交渉権者の責めに帰する理由により、長期に渡り本市との協議が行われない場合
 - ③ 優先交渉権者が「9. 参加資格」に記載する要件を満たさなくなった場合
 - ④ その他、本市が優先交渉権者を契約の相手方として適切でないと判断する相当の理由が生じた場合

20. 選定基準

別紙「東久留米市北部地域における基幹公園整備に関する官民連携手法導入検討調査等業務委託プロポーザル選定基準書」に基づき審査を行う。

21. 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

22. その他

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の修正は、原則として認めない。
- (3) 提出された企画提案書、見積書等は一切返却しない。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された書類は、東久留米市情報公開条例に基づき公開することがある。

23. スケジュール

公募開始	令和8年7月21日（火）
参加表明書の提出期限	令和8年8月4日（火） 持参は17：00必着有効 郵送は同日着有効
参加資格審査及び通知	令和8年8月12日（水）までに通知
質問受付期間	令和8年8月4日（火）から 令和8年8月12日（水）まで
質問回答期間	令和8年8月4日（火）から 令和8年8月18日（火）までに回答
企画提案書	令和8年8月26日（水） 持参は17：00必着有効 郵送は同日着有効
一次審査（書類審査）	令和8年8月27日（木）から 令和8年9月9日（水）まで
一次審査結果通知	令和8年9月11日（金）までに通知
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年9月29日（火）を予定
二次審査結果通知	令和8年10月6日（火）までに通知
契約締結	令和8年10月中旬を予定

24. 問い合わせ先

郵便番号203-8555
東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市環境安全部環境政策課 清水・永野
電話：042-470-7753（直通）

以 上